

精神科訪問看護における
契約書 及び 重要事項説明書

2026 年 7 月 1 日

トナリノ訪問看護ステーション

訪問看護・介護予防訪問看護サービス契約書

様（以下「利用者」といいます）とトナリノ訪問看護ステーション（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次のとおり契約します。

第一章 総則

第一条（契約の目的）

事業者は、健康保険・介護保険に関する法令の趣旨に従って、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、このサービスを提供します。

第二条（契約期間）

本契約の有効期間は、20 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の 2 日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第三条（訪問看護計画の取り扱い）

事業者は、利用者の日常生活状況及び希望を踏まえて、主治医の指示書に沿って、「訪問看護計画」を作成します。作成後は、いずれも利用者に説明し、同意を得た上で決定するものとします。

第四条（サービスの実施）

訪問看護サービスの実施に関する指導はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

利用者は、訪問看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）の無償提供を承諾するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第五条（サービス利用料金の支払い）

利用者は、訪問看護サービスに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載するとおりとします。利用者負担金は関係法令に基づいて定められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。

サービス利用料金は1ヵ月毎に計算し、翌月 15 日前後に請求書を郵送します。上野原市立病院会計窓口にてお支払い頂きます。

その他保険外のサービスについては料金を別途定め、事前に提示します。

第六条（利用の中止、変更、追加）

利用者は、利用期日前において、訪問看護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対し、訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

第三章 事業者の義務

第七条（事業者の義務）

事業者は、サービスの提供に当たって利用者の生命、身体、財産も安全確保に配慮するものとします。

事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

第八条（守秘義務）

①事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を法令等により提供を要求された場合を除き、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り利用者のおよびその家族の個人情報を用いません。

③事業者は、利用者の医療・介護サービス上必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

第九条（サービス提供の記録）

事業者は、サービスの提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約完結後 2 年間保管します。

事業者は、訪問看護サービスの実施ごとに、サービス内容等をサービス実施記録簿に記入し、利用者の希望があれば事業所の営業時間内に記録簿を閲覧することができます。

利用者は、希望があればいつでも当該利用者に関するサービス実施記録簿の複写物の交付を受けることができます。

第四章 事業者の義務違反

第十条（損害賠償責任）

事業者は、契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

第十一条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

①利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

②利用者が、利用者へのサービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

④ 利用者が、事業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第五章 契約の終了

第十二条（契約の事由、契約終了に伴う援助）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合
- ③ 利用者が介護保険施設や医療機関等へ入所または入院をした場合
- ④ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

第十三条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ① 事業者が正当な理由なく本契約に定める訪問看護サービスを実施しない場合
- ② 事業者が第九条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者が故意または過失により利用者の身体・財産信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第十四条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- ① 利用者が契約締結時に、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知等を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による第六条に定めるサービス利用料金の支払いが三ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた督促にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第六章 その他

第十五条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第十六条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業者（法人）の名称	公益社団法人 地域医療振興協会
代表者氏名	理事長 藤来 靖士
所在地 連絡先	東京都千代田区平河町2丁目16番1号 平河町森タワー 03-5210-2921

2 事業所の概要

（1）事業所の所在地

事業所名称	トナリノ訪問看護ステーション		
介護保険指定事業所番号	1962090039	指定年月日：	令和6年9月1日
ステーションコード番号	2090039	指定年月日：	令和6年9月1日
事業所所在地	山梨県上野原市上野原 3549 番地		
連絡先 相談担当者名	TEL：0554-56-8827 管理者 飯島 香	FAX：0554-56-8837	
事業の実施地域	原則として上野原市内、それ以外の地域は応相談		

（2）事業の目的と運営の方針

事業の目的	適正な運営を確保するためには必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態または要支援状態の利用者の立場に立った適切な訪問看護（介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の心身機能の維持回復を図ります。利用者の心身の状況や環境を的確に把握し、常に医学の進歩に対応しながら適切な訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供します。

（3）事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで 但し、国民の休日、年末年始 12/29～1/3 は休業とする
営業時間	8時30分～17時15分 営業時間外の訪問看護については、別途定め対応します。 大雪・台風等により訪問の中止・変更をお願いすることがあります。

(4) 事業所の職員体制

管理者 1 名 常勤兼務 (看護師)	従業者及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において想定されているサービスの実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項について必要な指揮・命令を行います。
看護師 2 名以上	事業所の利用申込みに係る調整、主治医との連携・調整、利用者及びその家族からの相談に応じ、訪問看護計画及び報告書作成、関係機関との連絡調整等を行い、利用者及びその家族に説明を行います。また、指示書に基づき訪問看護を行います。

3 サービスの内容及び費用

(1) サービスの内容

サービスの種類	サービス内容
訪問看護（介護予防 訪問看護）計画作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を含めた訪問看護（介護予防訪問看護）計画を作成します。
訪問看護(介護予防 訪問看護)の提供	訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき、訪問看護（介護予防訪問看護）を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 医師の指示による医療処置 ③ 在宅酸素・人工呼吸器・膀胱留置カテーテル・胃ろう等の管理・中心静脈栄養・褥瘡処置など ④ 清潔援助（入浴、清拭など） ⑤ 排泄ケア ⑥ リハビリテーション ⑦ ターミナルケア ⑧ 療養生活や介護方法の指導

(2) 職員の禁止行為、職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 利用回数・時間

- ① 居宅サービス計画または介護予防サービス支援計画に定められた訪問看護時間および回数に基づいて訪問看護サービスを提供いたします。
- ② 医療保険の場合は、医師の指示に基づきサービス提供いたします。

(4) 提供するサービスの利用料金

①医療保険

※精神訪問看護療養費

訪問看護療養費		料金	基本利用料（利用者負担金）		
			1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)	外泊時	8,500円	850円	1,700円	2,550円
精神科訪問看護管理療養費2 (1日につき)	月の初日	7,710円	771円	1,542円	2,313円
	2日目以降	3,010円	301円	602円	903円
加 算	24時間対応体制加算(※5)	月1回	6,520円	652円	1,304円
	緊急時訪問看護加算(※1)	月14日目まで	2,650円	265円	795円
		月15日目以降	2,000円	200円	600円
	難病等複数回 訪問看護加算(※2)	1日2回	4,500円	450円	1,350円
		1日3回以上	8,000円	800円	2,400円
	複数名訪問看護加算(※3)	週1回まで	4,500円	450円	1,350円
	乳幼児加算	6歳未満	1,300円	130円	390円
	長時間訪問看護加算(※4)	週1回まで	5,200円	520円	1,040円
	夜間・早朝訪問看護加算	18時～22時 6時～8時	2,100円	210円	630円
	深夜訪問看護加算	22時～6時	4,200円	420円	840円
	退院時共同指導加算	適応時	8,000円	800円	1,600円
	特別管理指加算	適応時	2,000円	200円	400円
	退院支援指導加算	90分未満	6,000円	600円	1,200円
		90分以上	8,400円	840円	1,680円
	在宅患者連携指導加算	適応時月1回まで	3,000円	300円	900円
	在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	600円
	特別管理加算Ⅰ(※6)	①	5,000円	500円	1,500円
	特別管理加算Ⅱ(※6)	②～⑤	2,500円	250円	750円

訪問看護医療情報連携加算	適応時	1,000 円	100 円	200 円	300 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	月 1 回	50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護遠隔診断補助料	月 1 回	2,650 円	265 円	530 円	795 円
訪問看護ターミナルケア療養費 (※7)	適応時	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円

(※1)緊急時訪問看護加算：利用者や家族等の緊急の求めに応じて医師の指示で緊急訪問を行った場合

(※2)難病等複数回訪問看護加算：次のいずれかの基準を満たし、複数回の訪問看護を行った場合

- ① 厚生労働大臣が定める疾病等の者
- ② 特別訪問看護指示期間中であって指定訪問看護を受けている者
- ③ 特別管理加算の対象となる者

(※3)複数名訪問看護加算：上記①～③の基準に加え、1人の看護師による訪問看護が困難な利用者に対して看護師等が複数で訪問看護を提供する場合

(※4)長時間訪問看護加算：特別訪問看護指示期間中、特別管理加算の対象となる者で 1 回の訪問看護の時間が 90 分を超える訪問看護を行った場合（週 1 回のみ）

(※5) 24 時間対応体制加算：電話等により看護に関する意見を求められた場合、看護師が常時対応でき、必要に応じて緊急時訪問看護を実施できる体制が必要な場合

(※6)特別管理加算：下記の厚生労働大臣が定める特別な管理を要する利用者に対し計画的に管理を行った場合

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者または気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている者
- ③ 人工肛門・人工膀胱を設置している状態にある者
- ④ 真皮を越える褥瘡の状態にある者
- ⑤ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

(※7)専門管理加算：専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合

(※8)口腔連携強化加算：口腔の健康状態の評価をし、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供した場合

(※9)訪問看護ターミナルケア療養費：死亡日及び死亡前の 14 日以内（15 日間）に 2 回以上の訪問看護基本療養費を算定しターミナルケアを行った場合

② その他の保険適応外費用

営業日・時間外利用料金	1 回 1,000 円
介護保険限度額を超えた訪問	介護保険相当分（10 割負担）
延長料金（30 分まで）	3,000 円 ※所定の提供時間を超えたサービスを提供行った場合（留守番等含む）
緊急対応訪問サービス	適応保険相当分 ※緊急時または 24 時間対応体制加算の契約をしていない方の訪問
プライベート看護	適応保険相当分 ※保険適応とならない利用料
キャンセル料	訪問前までにご連絡のない場合は、1 提供あたりの料金の 100%
エンゼルケア	20, 000 円（訪問看護で行う死後の処置）※物品代含む
交通費	上野原市内 500 円 上野原市外 5 0 円/1 k m（上限 1, 000 円） ※上野原市内の介護保険利用時は自費負担なし

(5) 利用料（利用者負担分の金額）の支払い方法

請求書は、サービスを利用した月の翌月 15 日前後に利用者宛てにお届け（郵送）します。

上野原市立病院会計窓口、銀行振り込み、口座引き落とし（JA クレイン）にてお支払いいただきます。

4 虐待・身体拘束の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催し、その結果について職員に研修と周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

5 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び職員は、サービス提供する上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は職員に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後もその秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報保護について

- ① 事業者は、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者お及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際しての複写料が必要な場合は利用者負担となります。）

- ④ 感染症及び災害等の緊急時には、協力する機関や事業所と情報共有する際に必要な場合は使用することがあります。

6 衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 特に利用者の身体に接触する器具については使用毎に消毒します。
- (4) 職員に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

7 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 相談・苦情窓口

- ☐ トナリノ訪問看護ステーション ：飯島 香
電話番号 （０５５４）５６－８８２７

☐ 山梨県国民健康保険団体連合会 （＊水曜日；９：００～１６：００）
電話番号 （０５５）２３３－９２０１

☐ 上野原市役所・長寿介護課
電話番号 （０５５４）６２－３１２８

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に様態の変化や緊急の事態が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、利用者が予め指定する連絡先へ連絡します。

連絡先	氏名	(利用者との関係)
	電話番号	
	携帯電話	
主治医	医療機関名	
	医師名	
	電話番号	

10 その他

- (1) 第三者評価の実施はありません。
- (2) 利用者から職員に対する飲食の提供、謝礼、贈答品などのお心遣いは固くお断りいたします。
- (3) ハラスメント行為により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合はサービス中止や契約を解除することがあります。
- (4) 事業所の都合により担当訪問看護師を交代することがありますのでご了承ください。
- (5) 訪問看護（介護予防訪問看護）計画に定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することは出来ませんのでご了承ください。
- (6) 感染予防のため訪問看護提供終了後は、職員が手洗いを行わせて頂くことをご了承下さい。
- (7) 緊急時の対応について、訪問の必要性、緊急性や交通事情を考慮したうえで訪問可能時間をお伝えします。
- (8) 災害時に避難勧告が出た場所への訪問は控えさせていただきます。また大雪、台風、大雨など警戒レベル3以上が発令された場合は、訪問を中断しステーションへ戻ります。ご家族様へ連絡致しますのでご対応をお願い致します。
- (9) 訪問看護指示書の発行には文書料が発生致しますので、受診時に請求されることをご了承ください。

ご利用者の個人情報保護に関する同意書

公益社団法人 地域利用振興協会 トナリノ訪問看護ステーションは、利用者及び代理人（ご家族等）の個人情報について、下記「個人情報使用規定」により、必要最小限の範囲内で使用いたします。

記

公益社団法人 地域医療振興協会 トナリノ訪問看護ステーション

個人情報使用規定

1, 個人情報使用対象者 利用者及び代理人（ご家族等）

2, 個人情報の利用目的

- （1） サービスの申し込み及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、書記録の作成、私へのサービス提供および状態説明に必要な場合
- （2） サービスの提供に関することで、第三者への個人情報の提供を必要とする場合主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護支援事業所からの私のサービス等に関する照会への回答
- （3） サービスの提供に関すること以外で、以下のとおり必要がある場合
 - 医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会の回答、会計経理損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出
 - ※学生等の実習・研修協力(事前に確認し、私の同意を得る)
 - ※学会や学会誌等での発表（匿名化が困難な場合は私の同意を得る）

3, 使用する期間 契約で定める期間

4, 個人情報の保護

収集した私の個人情報は、保存方法、保存期間及び廃棄処分については、適応される法律のもとに処分する。

私は、訪問看護・予防訪問看護サービスの提供に際し、利用者及び代理人（ご家族）に対し、
上記「契約書」、「重要事項説明書」により重要事項の説明を行いました。

公益社団法人 地域医療振興協会

トナリノ訪問看護ステーション

管理者 飯島 香

説明者 氏名 _____

- 1、私（利用者及び代理人）は、本書面に基づいて公益社団法人 地域医療振興協会 トナリノ訪問看護ステーションの上記職員から重要事項の説明を受け、理解したうえで訪問看護・予防訪問看護サービスの提供開始に同意し、本契約を申し込みます。

契約日： 20 年 月 日

☐24 時間対応、緊急時訪問看護を希望する

- 2、上記「個人情報使用同意書」により、個人情報使用対象者、使用目的及び情報の開示・提供する範囲等について説明を受け、会議等で必要な場合に限り、私及び代理人（家族等）の個人情報を用いることについて予め同意します。

< 利用者 >

住所 _____

氏名 _____

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、
私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 _____ (続柄) _____

< 代理人 >

住所 _____

氏名 _____

利用者との関係 _____